

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 3 月 29 日 (金) 第 502 号 の 14



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 1
- 鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 2
- 鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (税務課取扱い) 2
- 鹿児島県文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (文化振興課取扱い) 3
- 鹿児島県霧島国際音楽ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (文化振興課取扱い) 3
- 鹿児島県霧島アートの森の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (文化振興課取扱い) 3
- 生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (※) (社会福祉課取扱い) 3
- 鹿児島県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (※) (中小企業支援課取扱い) 4
- 鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (会計課取扱い) 4
- 鹿児島県会計規則の一部を改正する規則 (※) (会計課取扱い) 6

訓 令

- 鹿児島県公印規程の一部を改正する訓令 (※) (学事法制課取扱い) 9
- 鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部規程の一部を改正する訓令 (※) (健康増進課取扱い) 10

告 示

- 非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額の一部改正 (※) (人事課取扱い) 11
- 会計年度任用職員の給料について任命権者が別に定める各給料表の適用範囲等及び会計年度任用職員の報酬について任命権者が人事委員会と協議して定める額の一部改正 (※) (人事課取扱い) 11
- 駐在機関の廃止 (2 件) (※) (人事課取扱い) 11
- 駐在機関の設置 (2 件) (※) (人事課取扱い) 12
- 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱等の一部を改正する要綱 (※) (中小企業支援課取扱い) 12

規 則

職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第22号

職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則

職員に対する被服類貸与規則 (昭和32年鹿児島県規則第71号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 中 39 の項を 40 の項とし、29 の項から 38 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表 28 の項中「26 の項及び 27 の項」を「27 の項及び 28 の項」に改め、同項を同表 29 の項とし、同表中 27 の項を 28 の項とし、26 の項を 27 の項とし、同表 25 の項中「23 の項及び 24 の項」を「24 の項及び 25 の項」に改め、同項を同表 26 の項とし、同表中 24 の項を 25 の項とし、23 の項を 24 の項とし、22 の項を 23 の項とし、同表 21 の項の次に次のように加える。

22 水産技術開発センターにおいて、専ら養魚採卵分析作業に従事する補助作業員	夏用作業服（上下）	2 着	1 年
	作業服（上下）	1 着	2 年

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 23 号

鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則（昭和 35 年鹿児島県規則第 98 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 4 号中「くらし保健福祉部健康増進課，くらし保健福祉部生活衛生課」を「保健福祉部健康増進課，保健福祉部生活衛生課」に改める。

第 5 条中「くらし保健福祉部健康増進課」を「保健福祉部健康増進課」に改める。

第 15 条第 1 項第 1 号中「くらし保健福祉部障害福祉課」を「保健福祉部障害福祉課」に改める。

第 46 条中第 1 項を削り、同条第 2 項中「災害応急作業等手当」を「条例第 47 条に規定する災害応急作業等手当」に改め、同項を同条第 1 項とし、同条中第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とする。

第 51 条第 1 項中「くらし保健福祉部薬務課」を「保健福祉部薬務課」に改める。

第 54 条中「第 46 条第 4 項」を「第 46 条第 3 項」に改める。

附 則

- この規則中第 46 条及び第 54 条の改正規定並びに次項の規定は公布の日から、その他の規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則第 46 条及び第 54 条の規定は、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 24 号

鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県税条例施行規則（昭和 38 年鹿児島県規則第 32 号）の一部を次のように改正する。

別記第 12 号様式（その 1）一般（手書）用（裏面），（その 1）一般（電算出力）用（裏面），（その 1）一般（電子収納）用（裏面），（その 2）法人県民税，法人事業税及び特別法人事業税用（裏面），（その 3）自動車税種別割用（裏面），（その 3）自動車税種別割（定期賦課）用（裏面），（その 3）自動車税種別割（手書）用（裏面）及び（その 4）自動車税環境性能割用（裏面）中「及び代理店（鹿児島銀行の代理店に限る。）」及び「みずほ信託銀行，」を削る。

附 則

- この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県税条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

鹿児島県文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 25 号

鹿児島県文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
鹿児島県文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 41 年鹿児島県規則第 92 号）
の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式及び別記第 4 号様式中「印」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

.....
鹿児島県霧島国際音楽ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 26 号

鹿児島県霧島国際音楽ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
鹿児島県霧島国際音楽ホールの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 6 年鹿児島県規則第 47 号）の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式及び別記第 4 号様式中「印」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県霧島国際音楽ホールの設置及び管理に関する条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

.....
鹿児島県霧島アートの森の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 27 号

鹿児島県霧島アートの森の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
鹿児島県霧島アートの森の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 12 年鹿児島県規則第 167 号）の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式、別記第 4 号様式及び別記第 11 号様式中「印」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県霧島アートの森の設置及び管理に関する条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

.....
生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 28 号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則
生活保護法施行細則（昭和 57 年鹿児島県規則第 64 号）の一部を次のように改正する。
別記第 47 号様式及び別記第 50 号様式中「氏名」を「氏名
個人番号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鹿児島県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 29 号

鹿児島県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

鹿児島県中小企業高度化資金貸付規則（平成 16 年鹿児島県規則第 98 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 号中「年利 0.35 パーセント」を「年利 0.60 パーセント」に改める。

第 21 条及び第 22 条を次のように改める。

第 21 条及び第 22 条 削除

第 23 条の見出しを「（担保及び保証）」に改め、同条第 1 項中「除く。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、「適当な担保を」を「貸付けの対象施設を担保として」に改め、同条中第 7 項を第 10 項とし、第 3 項から第 6 項までを 3 項ずつ繰り下げ、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「設定する抵当権を含めなければ」を「抵当権を設定しなければ」に改め、同項を同条第 5 項とし、第 1 項の次に次の 3 項を加える。

- 2 貸付決定者は、前項の規定により担保を提供してもなお知事が高度化資金に係る債権の保全を図るために必要があると認める場合において、知事の請求があったときは、不動産その他の資産を担保として提供しなければならない。
- 3 貸付決定者は、前 2 項に規定する担保に代えて又はこれに併せて金融機関（預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 1 項に規定する金融機関をいう。）による貸付金に係る債務の保証その他これに準ずるものであって、知事が適当と認めるものを提供することができる。
- 4 貸付決定者は、前 3 項の規定により担保を提供する場合において、なお知事が高度化資金に係る債権の保全を図るために必要があると認めるときは、知事が適当と認める連帯保証人を立てることができる。

附則第 3 項を次のように改める。

（金融機関の保証適用時の特例）

- 3 令和 6 年 3 月 29 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間において、金融機関の保証による債権保全で新たに貸付決定を行う貸付契約及び変更を行う既存貸付契約における貸付けの割合に係る第 6 条の規定の適用については、同条の表中「100 分の 80 以内」とあるのは「100 分の 90 以内」とする。

附則に次の 1 項を加える。

- 4 令和 6 年 3 月 29 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間において、金融機関の保証のみによる債権保全で新たに貸付決定を行う貸付契約及び変更を行う既存貸付契約における貸付けの利率に係る第 7 条の規定の適用については、同条中「0.60 パーセント」とあるのは、「0.15 パーセント」とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る貸付金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る貸付金の貸付けについては、なお従前の例による。

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 30 号

鹿 児 島 県 証 紙 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則
 鹿 児 島 県 証 紙 条 例 施 行 規 則 （ 昭 和 39 年 鹿 児 島 県 規 則 第 3 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

別 表 第 1 中 「 譲 渡 予 定 価 格 審 査 手 数 料 」 を

「 譲 渡 予 定 価 額 審 査 手 数 料 」 に、 「 別 表 第 一 く
 ら し 保 健 福 祉 部 の 表 」 を

「 別 表 第 一 保 健 福 祉 部 の 表 」 に、 「 温 泉 採 取 施 設 等 変 更 許 可 申 請 手 数 料 」 を

「 温 泉 採 取 施 設 等 変 更 許 可 申 請 手 数 料 」 に、

「 指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者 指 定 更 新 申 請 手 数 料
 指 定 介 護 療 養 型 医 療 施 設 指 定 更 新 申 請 手 数 料 」 を

「 指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者 指 定 更 新 申 請 手 数 料 」 に、

「 警 備 業 認 定 申 請 手 数 料
 警 備 業 認 定 証 再 交 付 手 数 料
 警 備 業 認 定 証 更 新 申 請 手 数 料
 警 備 業 認 定 証 書 換 え 手 数 料 」 を

「 警 備 業 認 定 申 請 手 数 料
 警 備 業 認 定 更 新 申 請 手 数 料 」 に、

「 自 動 車 運 転 代 行 業 認 定 申 請 手 数 料
 自 動 車 運 転 代 行 業 認 定 証 再 交 付 手 数 料
 自 動 車 運 転 代 行 業 認 定 証 書 換 え 手 数 料
 探 偵 業 届 出 証 明 書 交 付 手 数 料
 探 偵 業 変 更 届 出 証 明 書 交 付 手 数 料
 探 偵 業 届 出 証 明 書 再 交 付 手 数 料 」 を

「 自 動 車 運 転 代 行 業 認 定 申 請 手 数 料 」 に 改 め る。

別 表 第 3 さ つ ま 警 察 署 の 項、 錦 江 警 察 署 の 項 及 び 瀬 戸 内 警 察 署 の 項 中 「 課 長 」 を 「 課 長 代 理 」 に 改 め る。

附 則

こ の 規 則 は、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。 た だ し、 別 表 第 1 の 改 正 規 定 （

「 譲 渡 予 定 価 格 審 査 手 数 料 」 を

「 譲 渡 予 定 価 額 審 査 手 数 料 」 に、

「 温 泉 採 取 施 設 等 変 更 許 可 申 請 手 数 料 」 を

「 温 泉 採 取 施 設 等 変 更 許 可 申 請 手 数 料 」 に 改 め る 部 分 に 限 る。 ） は、 公 布 の 日

から施行する。

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第31号

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則

鹿児島県会計規則（昭和62年鹿児島県規則第30号）の一部を次のように改正する。

目次中「第132条—第150条」を「第132条—第150条の2」に、「第3節 自主検査（第147条—第150条）」を「第3節 自主検査（第147条—第150条） 第4節 立入検査（第150条の2）」に改める。

第30条中「第243条の2の2第1項」を「第243条の2の8第1項」に改める。

第48条の2の次に次の1条を加える。

（指定公金事務取扱者）

第48条の3 知事は、法第243条の2第1項の規定により指定公金事務取扱者（同条第2項の指定公金事務取扱者をいう。）を指定し、公金事務（同条第1項の公金事務をいう。）を委託しようとするときは、あらかじめ会計管理者に協議しなければならない。

2 法第243条の2の5第1項の規定により収納に関する事務を委託することができる歳入等は、知事が別に定める。

第49条の見出し中「歳入」を「公金」に改め、同条第1項中「令第158条第1項」を「法第243条の2第1項」に、「歳入の徴収の」を「公金の徴収に関する」に改め、同項第1号中「歳入金」を「公金」に改め、同条第2項中「令第158条第1項」を「法第243条の2第1項」に、「歳入の収納の」を「公金（県税その他の歳入で知事が別に定めるもの（以下「県税等」という。）を除く。）の収納に関する」に改め、同項第1号中「歳入金」を「公金」に改める。

第49条の2を削る。

第49条の3第1項中「令第158条の2第1項」を「法第243条の2第1項」に、「県税その他の歳入（以下この条において「県税等」という。）の収納の」を「県税等の収納に関する」に改め、同条を第49条の2とする。

第68条第2項後段及び第3項を削り、同条第4項を同条第3項とする。

第72条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第75条第1項の表4の項中「会計課長（会計課長の置かれていない場合は、会計係主任）」を「会計事務を担当する課長」に改める。

第95条第1項中「令第165条の3第1項」を「法第243条の2第1項」に、「支出の」を「支出に関する」に改め、同条第3項中「支払い」を「支払」に改める。

第8章に次の1節を加える。

第4節 立入検査

（立入検査員証）

第150条の2 法第243条の2の2第4項の証明書は、立入検査員証（別記第107号様式）による。

別表第1本庁の表総合政策課の項の次に次のように加える。

デジタル推進課	収入出納員	鹿児島県電子申請共同運営システムを担当する 参事付
	物品出納員	庶務を担当する係長

別表第1本庁の表子ども家庭課の項中「子ども家庭課」を「子ども福祉課」に改め、同表総務企画課の項を削る。

別表第1収支かいの表かごしま県民交流センターの項の次に次のように加える。

女性相談支援センター	出納員	次長
------------	-----	----

別表第1収支かいの表女性相談センターの項、農業開発総合センター大隅支場の項及び皆与志特別支援学校の項を削り、同表さつま警察署の項、錦江警察署の項及び瀬戸内警察署の項中「課長」を「課長代理」に改める。

別表第 2 中 「農業開発総合センター畜産試験場
農業開発総合センター大隅支場」 を「農業開発総合センター畜産試験場」に

改める。

別表第 7 決算書原議の項中「永久」を「30年」に改める。

別記第 19 号様式その 1（裏），その 2（裏），その 3（裏）及びその 4（裏）中「みずほ信託銀行,」を削る。

別記第 24 号様式中「第 49 条の 3 関係」を「第 49 条の 2 関係」に改める。

別記第 35 号様式（表面）中「地方自治法施行令第 158 条」を「地方自治法第 243 条の 2 第 1 項」に，「歳入」を「公金」に改め，同様式（裏面）中「歳入」を「公金」に改める。

別記第 35 号様式の 2 中「第 49 条の 3 関係」を「第 49 条の 2 関係」に改め，同様式（表面）中「地方自治法施行令第 158 条の 2」を「地方自治法第 243 条の 2 第 1 項」に，「第 49 条の 3」を「第 49 条の 2」に改める。

別記第 54 号様式（裏）中「みずほ信託銀行,」を削る。

別記第 56 号様式中「回」を削る。

別記第 59 号様式（裏）中

「3 鹿児島銀行及びゆうちょ銀行（郵便局を含む。）以外の金融機関の支払の場合は，送金小切手が同封されていますので，それにより受領してください。

4 債権者が法人のときは，法人の名称及び所在地並びに代表者の氏名を記入の上，代表者の印鑑を押してください。

5 債権者以外の者に受領を委任するときは，委任状を添付してください。」

を

「3 債権者が法人のときは，法人の名称及び所在地並びに代表者の氏名を記入の上，代表者の印鑑を押してください。

4 債権者以外の者に受領を委任するときは，委任状を添付してください。」

に改める。

別記第 106 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第107号様式（第150条の2関係）

（表面）

規格6×9cm

立 入 検 査 員 証		第 号
所 属 名	_____	
職 氏 名	_____	
交付年月日	年 月 日	
有効期限	年 月 日	
<p>上記の者は、地方自治法第243条の2の2第3項の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。</p>		
年 月 日		
鹿児島県知事		印

（裏面）

地方自治法（抜粋）	
（指定公金事務取扱者の帳簿保存等の義務）	
第243条の2の2（略）	
2（略）	
3 普通地方公共団体の長は、前条、この条及び第243条の2の4から第243条の2の6までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定公金事務取扱者の事務所に立ち入り、指定公金事務取扱者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。	
4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを掲示しなければならない。	
5 第3項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 知事は、改正前の鹿児島県会計規則（以下「改正前の規則」という。）第 3 条の規定により次の表の左欄に掲げる収支かいの長に委任した事務のうち、令和 5 年度の予算に係る支出に関する事務であってこの規則の施行の日前に執行されなかったものの執行については、改正後の鹿児島県会計規則（以下「改正後の規則」という。）第 3 条の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる収支かいの長に委任したものとする。

左 欄	右 欄
農業開発総合センター大隅支場	農業開発総合センター
皆与志特別支援学校	鹿児島特別支援学校

- 3 地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 3 項及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定により知事が公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務を行わせる場合においては、改正後の規則第 49 条、第 49 条の 2 及び第 95 条並びに別記第 24 号様式、別記第 35 号様式及び別記第 35 号様式の 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 当分の間、改正後の規則第 72 条第 1 項の規定の適用については、同項中「(3) その他必要な書類」とあるのは、
 「(3) 送付済みの送金小切手（鹿児島県会計規則の一部を改正する規則（令和 6 年鹿児島県規則第 31 号）による改正前の第 68 条第 2 項の規定により支払通知書を送付する場合において送金小切手を添えられた場合に限る。）
 」とする。
 (4) その他必要な書類
- 5 この規則の施行の際現に改正前の規則別記第 19 号様式、別記第 54 号様式及び別記第 59 号様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

訓 令

鹿児島県訓令第 3 号

鹿児島県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県公印規程の一部を改正する訓令

鹿児島県公印規程（昭和 27 年鹿児島県訓令甲第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中「，鹿児島県漁業調整規則（昭和 39 年鹿児島県規則第 98 号）及び鹿児島県内水面漁業調整規則（昭和 41 年鹿児島県規則第 89 号）」を「及び鹿児島県漁業調整規則（令和 2 年鹿児島県規則第 52 号）」に、「第 39 条第 4 項」を「第 39 条第 6 項」に、「第 40 条の 5 第 4 項」を「第

鹿児島県総務部 男女共同参画局 長印	方 21	鹿 児 島 県 総 務 部 男 女 共 同 参 画 局 長 印	青少年男女共 同参画課
鹿児島県危機管		鹿 児 島 県	

40 条の 5 第 6 項」に、

理防災局長印	方21	危 機 管 理 防 災 局 長 印	危 機 管 理 課	を
鹿児島県国体・ 全国障害者スポ ーツ大会局長印	方21	鹿 児 島 県 国 体 ・ 全 国 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会 局 長 印	総 務 企 画 課	

鹿児島県〇〇部 〇〇局長印	方21	鹿 児 島 県 〇 〇 部 〇 〇 局 長 印	青少年男女共 同参画課 子ども政策課
鹿児島県危機管 理防災局長印	方21	鹿 児 島 県 危 機 管 理 防 災 局 長 印	危 機 管 理 課

に、「子ども家庭課」を

「子ども福祉課」に改める。

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部長訓令第 1 号

鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部長
鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部規程の一部を改正する訓令

鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部規程（平成 26 年鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 暮らし保健福祉対策部の項中「暮らし保健福祉対策部」を「保健福祉対策部」に、「暮らし保健福祉部長」を「保健福祉部長」に改め、同表環境林務対策部の項の次に次のように加える。

子ども政策対策部	子ども政策局長
----------	---------

別表第 1 国体・全国障害者スポーツ大会対策部の項を削る。

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第298号

平成17年3月29日鹿児島県告示第497号（非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

鹿児島県知事 塩田康一

表総合政策部の部統計調査員の項中「7,370円」を「7,810円」に改め、同表くらし保健福祉部の部中「くらし保健福祉部」を「保健福祉部」に改める。

鹿児島県告示第299号

令和4年3月29日鹿児島県告示第329号（会計年度任用職員の給料について任命権者が別に定める各給料表の適用範囲等及び会計年度任用職員の報酬について任命権者が人事委員会と協議して定める額）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

鹿児島県知事 塩田康一

本則の1のアの表総務部の部県政情報相談員の項の次に次のように加える。

公印管理補助員	1級	15号給
---------	----	------

本則の1のアの表総務部の部施設管理事務員の項の次に次のように加える。

宗教法人調査員	1級	15号給
---------	----	------

本則の1のアの表総務部の部食品表示指導員の項の次に次のように加える。

女性相談支援員	1級	37号給
---------	----	------

本則の1のアの表総務部の部人権研修推進員の項の次に次のように加える。

人権施策推進事務補助員	1級	5号給
心理カウンセラー	1級	23号給

本則の1のアの表観光・文化スポーツ部の部観光広報アシスタントの項の次に次のように加える。

国際行政事務補助員	2級	21号給
-----------	----	------

本則の1のアの表環境林務部の部公害保健推進員の項の次に次のように加える。

産業廃棄物許可手続支援員	1級	23号給
--------------	----	------

本則の1のアの表くらし保健福祉部の部中「くらし保健福祉部」を「保健福祉部」に改め、同部感染症対策補助員の項、施設運営補助員の項、心理カウンセラーの項、HACCP指導員の項及び婦人相談員の項を削り、同表農政部の部国有農地等調査員の項の次に次のように加える。

食品表示調査員	1級	33号給
---------	----	------

本則の1のイの表及び本則の1のウの表中「くらし保健福祉部」を「保健福祉部」に改める。

本則の1のエの表くらし保健福祉部の部中「くらし保健福祉部」を「保健福祉部」に改め、同表出納局の部電話交換員の項を削る。

本則の2の表総務部の部非常勤講師の項の次に次のように加える。

非常勤宿直員	昼間勤務	日額	5,540円
	夜間勤務	日額	9,850円

本則の2の表くらし保健福祉部の部中「くらし保健福祉部」を「保健福祉部」に改め、同部非常勤宿直員の項を削る。

鹿児島県告示第300号

平成25年3月29日鹿児島県告示第406号（駐在機関の設置）をもって設置した始良・伊佐地域振興局総務企画部始良市駐在機関は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年3月29日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第301号

令和 3 年 5 月 21 日鹿児島県告示第 660 号（駐在機関の設置）をもって設置した駐在機関のうち、次の駐在機関は、令和 6 年 3 月 31 日限り廃止する。

- (1) 大島支庁総務企画部奄美市駐在機関
- (2) 大島支庁総務企画部大和村駐在機関

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第302号

地域振興関係職員の駐在機関を次のとおり設置する。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

駐在機関名	駐在 地	担 当 事 務	設 置 年 月 日
鹿児島地域振興局総務企画部鹿児島市駐在機関	鹿児島市役所内	地域振興に関する事務	令和 5 年 4 月 1 日
鹿児島地域振興局総務企画部いちき串木野市駐在機関	いちき串木野市役所内	地域振興に関する事務	令和 6 年 4 月 1 日
南薩地域振興局総務企画部指宿市駐在機関	指宿市役所内	地域振興に関する事務	令和 6 年 4 月 1 日

鹿児島県告示第303号

林業関係職員の駐在機関を次のとおり設置する。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

駐在機関名	駐在 地	担 当 事 務	設 置 年 月 日
環境林務部森林経営課始良市駐在機関	鹿児島県森林技術総合センター内	林業大学の開設準備に関する事務	令和 6 年 4 月 1 日

鹿児島県告示第304号

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱等の一部を改正する要綱

(鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部改正)

第 1 条 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（昭和 47 年鹿児島県告示第 1218 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の表中小企業振興資金の項中

「 鹿児島県 SDG s 登録制度実施要綱（令和 4 年 11 月 18 日施行）第 5 条第 1 項の規定による登録を受けた者（以下「鹿児島県 SDG s 登録事業者」という。）にあつては、知事の登録証の写し を

「 鹿児島県 SDG s 登録制度実施要綱（令和 4 年 11 月 18 日施行）第 5 条第 1 項の規定による登録を受けた者（以下「鹿児島県 SDG s 登録事業者」という。）にあつては、知事の登録証の写し に改め、同表小
 パートナリシツ構築宣言公表要領（令和 2 年 5 月 18 日に未来を拓くパートナリシツ構築推進会議が策定したものをいう。）に従いパートナリシツ構築宣言を行つた企業（以下「パートナリシツ構築宣言企業」という。）にあつては、中小企業庁が依頼する団体によ

「インターネットを利用して公表された当該宣言（以下「パートナーシップ構築宣言」という。）の写し

規模企業活力応援資金の項を次のように改める。

小規模企業活力応援資金	鹿児島県SDGs登録事業者にあつては、知事の登録証の写し パートナーシップ構築宣言企業にあつては、パートナーシップ構築宣言の写し
-------------	---

第 6 条の表創業支援資金の項、新事業チャレンジ資金の項及び成長企業応援資金の項中

「鹿児島県SDGs登録事業者にあつては、知事の登録証の写し」を

「鹿児島県SDGs登録事業者にあつては、知事の登録証の写し
パートナーシップ構築宣言企業にあつては、パートナーシップ構築宣言の写し」に改め、同表事

業承継対策資金の項を次のように改める。

事業承継対策資金	鹿児島県SDGs登録事業者にあつては、知事の登録証の写し パートナーシップ構築宣言企業にあつては、パートナーシップ構築宣言の写し
----------	---

第 6 条の表事業活動継続支援資金の項、緊急災害対策資金の項、緊急経営対策資金の項及びセーフティネット対応資金の項中

「鹿児島県SDGs登録事業者にあつては、知事の登録証の写し」を

「鹿児島県SDGs登録事業者にあつては、知事の登録証の写し
パートナーシップ構築宣言企業にあつては、パートナーシップ構築宣言の写し」に改め、同表事

業再生支援資金の項を次のように改める。

事業再生支援資金	鹿児島県SDGs登録事業者にあつては、知事の登録証の写し パートナーシップ構築宣言企業にあつては、パートナーシップ構築宣言の写し
----------	---

第 6 条の表伴走支援型借換支援資金の項中

「鹿児島県SDGs登録事業者にあつては、知事の登録証の写し」を

「鹿児島県SDGs登録事業者にあつては、知事の登録証の写し
パートナーシップ構築宣言企業にあつては、パートナーシップ構築宣言の写し」に改める。

別表第 1 創業支援資金の項、新事業チャレンジ資金の項、成長企業応援資金の項、事業活動継続支援資金の項及びセーフティネット対応資金の項中「鹿児島県SDGs登録事業者」の次に「又はパートナーシップ構築宣言企業」を加え、同表事業再生支援資金の項及び伴走支援型借換支援資金の項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 6 月 30 日」に改め、「鹿児島県SDGs登録事業者」の次に「又はパートナーシップ構築宣言企業」を加え、同表備考中備考を備考 1 とし、同表備考に備考 2 として次のように加える。

- 2 事業者選択型経営者保証非提供制度要綱（令和 6 年 1 月 18 日付け 20240115 中庁第 15 号中小企業庁長官通知）の規定により、経営者保証を免除される中小企業者及び組合に係る保証料率は、この表の資金（創業支援資金（スタートアップ創出促進保証制度要綱に基づく保証を受けたものに限る。）、事業再生支援資金（事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度要綱に基づく保証を受けたもので経営者保証を免除するものに限る。）及び伴走支援型借換支援資金（伴走支援型特別保証制度要綱に基づく保証を受けたもので経営者保証を免除するものに限る。）を除く。）について

定める保証料率より、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる率を引き上げた率とする。ただし、事業開始後の最初の事業年度の決算又はその次の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない者の場合は、0.3パーセント引き上げた率とする。

- (1) 直前2期の決算の経常利益又は経常損失の額に減価償却費の額を加算した額が連続して零を上回り、かつ、直前の決算において貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額が貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額を上回る場合 0.1パーセント
- (2) 直前2期の決算の経常利益又は経常損失の額に減価償却費の額を加算した額が連続して零を下回り、かつ、直前の決算において貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額が貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額を上回る場合 0.3パーセント
- (3) 直前2期の決算の経常利益又は経常損失の額に減価償却費の額を加算した額が連続して零を上回り、かつ、直前の決算において貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額が貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額を下回る場合 0.3パーセント

別表第2 中小企業振興資金（融資対象が鹿児島県SDGs登録事業者であるものを除く。）の項、中小企業振興資金（融資対象が鹿児島県SDGs登録事業者であるものに限る。）の項、小規模企業活力応援資金（融資対象が鹿児島県SDGs登録事業者であるものを除く。）の項及び小規模企業活力応援資金（融資対象が鹿児島県SDGs登録事業者であるものに限る。）の項中「鹿児島県SDGs登録事業者」の次に「又はパートナーシップ構築宣言企業」を加え、「令和5年4月1日から令和6年3月31日まで」を「令和6年4月1日から令和7年3月31日まで」に改め、同表創業支援資金（融資対象の(2)に限る。）（融資対象が女性又は30歳未満の者（法人であつてこれらの者が代表者であるものを含む。）であるもの及び鹿児島県SDGs登録事業者であるものを除く。）の項、創業支援資金（融資対象の(2)に限る。）（融資対象が鹿児島県SDGs登録事業者（女性又は30歳未満の者（法人であつてこれらの者が代表者であるものを含む。）であるものを除く。）であるものに限る。）の項、創業支援資金（融資対象の(2)に限る。）（融資対象が女性又は30歳未満の者（法人であつてこれらの者が代表者であるものを含む、鹿児島県SDGs登録事業者であるものを除く。）であるものに限る。）の項、創業支援資金（融資対象の(2)に限る。）（融資対象が女性又は30歳未満の者（法人であつてこれらの者が代表者であるものを含む。）であり、かつ、鹿児島県SDGs登録事業者であるものに限る。）の項、新事業チャレンジ資金（融資対象の(2)を除く。）（融資対象が鹿児島県SDGs登録事業者であるものを除く。）の項及び新事業チャレンジ資金（融資対象の(2)を除く。）（融資対象が鹿児島県SDGs登録事業者であるものに限る。）の項中「鹿児島県SDGs登録事業者」の次に「又はパートナーシップ構築宣言企業」を加え、同表成長企業応援資金（融資対象の(1)、(2)及び(3)のうち認定先端設備等導入事業者であるものを除く。）（融資対象が鹿児島県SDGs登録事業者であるものを除く。）の項中「鹿児島県SDGs登録事業者」の次に「又はパートナーシップ構築宣言企業」を加え、「（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの融資にあつては、次のとおりとする。）」を削り、同表成長企業応援資金（融資対象の(1)、(2)及び(3)のうち認定先端設備等導入事業者であるものを除く。）（融資対象が鹿児島県SDGs登録事業者であるものに限る。）の項中、「鹿児島県SDGs登録事業者」の次に「又はパートナーシップ構築宣言企業」を加え、「令和5年4月1日から令和6年3月31日まで」を「令和5年4月1日から令和8年3月31日まで」に改め、同表事業承継対策資金（融資対象が鹿児島県SDGs登録事業者であるものを除く。）の項中、「鹿児島県SDGs登録事業者」の次に「又はパートナーシップ構築宣言企業」を加え、「令和3年4月1日から令和6年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和8年3月31日まで」に改め、同表事業承継対策資金（融資対象が鹿児島県SDGs登録事業者であるものに限る。）の項中、「鹿児島県SDGs登録事業者」の次に「又はパートナーシップ構築宣言企業」を加え、「令和5年4月1日から令和6年3月31日まで」を「令和5年4月1日から令和8年3月31日まで」に改め、同表緊急災害対策資金（融資対象の(4)に限る。）（融資対象が鹿児島県SD

G s 登録事業者であるものを除く。)の項, 緊急災害対策資金(融資対象の(4)に限る。)(融資対象が鹿児島県SDG s 登録事業者であるものに限る。)の項, 緊急経営対策資金(融資対象が鹿児島県SDG s 登録事業者であるものを除く。)の項, 緊急経営対策資金(融資対象が鹿児島県SDG s 登録事業者であるものに限る。)の項, 事業再生支援資金(融資対象の(2)に限る。)(融資対象が鹿児島県SDG s 登録事業者であるものを除く。)の項, 事業再生支援資金(融資対象の(2)に限る。)(融資対象が鹿児島県SDG s 登録事業者であるものに限る。)の項及び伴走支援型借換支援資金(融資対象の(2)に限る。)(融資対象が鹿児島県SDG s 登録事業者であるものを除く。)の項中「鹿児島県SDG s 登録事業者」の次に「又はパートナーシップ構築宣言企業」を加え, 同表伴走支援型借換支援資金(融資対象の(2)に限る。)(融資対象が鹿児島県SDG s 登録事業者であるものに限る。)の項中「鹿児島県SDG s 登録事業者」の次に「又はパートナーシップ構築宣言企業」を加え, 「令和5年4月1日から令和6年3月31日まで」を「令和5年4月1日から令和6年6月30日まで」に改める。

(鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱の一部改正)

第2条 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱(平成22年鹿児島県告示第376号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この要綱は, 令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定は, 改正後の要綱別表第1に定める融資申込受付機関が令和6年4月1日以後に受理する申込書に係る資金の融資について適用し, 同日前に同条の規定による改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱別表第1に定める融資申込受付機関が受理した申込書に係る資金の融資については, なお従前の例による。